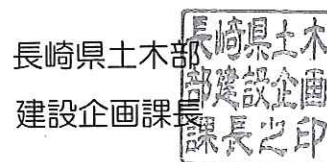


27 建 企 第 5 0 7 号
平成28年 1月 8日

建設業関係団体 各位



公共工事における事故防止の取組について

貴団体におかれましては、日頃より本県の土木行政にご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、公共工事における事故防止については重要性を認識され、傘下の各団体員に対し事故防止について指導されていることと存じます。しかしながら、今般、安全管理の不徹底による重大事故が発生しております。いずれの工事においても、下請に対する適切な作業指示が実施されていなかったこと、安全に配慮した作業手順書による打合せが不十分であったこと、さらにはKY活動等が形骸化していたことが原因として考えられ、安全管理に対する指導監督が十分なされていれば事故は防げたものと考えています。

傘下の各団体員に対し、事故防止のため、現場における的確な作業指示や適切な安全管理の実施が徹底されるよう指導、注意喚起をお願いします。

(参考：重大事故の例)

- 地組した型枠(H=3.6m)を設置する作業中、型枠上部に足場板を架け渡して乗ったところ、板が折れ型枠内に転落した。(下請の主任技術者 骨折)

施工計画では足場設置後に型枠を設置する計画であり、当日の作業は鋼製型枠の地組作業の予定であった。下請業者は地組み後、足場を設置しないまま独自判断で型枠設置作業を実施していた。なお、元請から下請への作業指示は口頭のみであった。

- つり足場解体作業時に作業員が足場から墜落した。(下請の作業員 死亡)

当日の作業指示は、前日までに解体された資材の搬出作業のみであったが、下請業者が作業員へ解体作業を別途指示した。元請は解体作業が行われることを認識しながら当該作業の指示及び安全管理の指導を行っていなかった。